

## 宅地購入に係る住宅建築確約書

私が、今般貴組合から宅地購入のため資金を借用いたしました際は、貸付規程第12条（住宅の敷地を購入するための住宅貸付を受けた者は、貸付の時から5年以内に住宅の建築に着手しなければならない。）の規定を承諾し、当該貸付けの対象となった宅地に下記住宅建築計画のとおり自己の用に供するための住宅を、平成 年 月までに建築することを確約します。

なお、上記のことに違約したときは、貸付未償還元利金を即時償還することを合せて確約します。

現在の住居の状況(具体的に)

将来の住宅建築計画(具体的に)

平成 年 月 日

借受人 所属所  
住 所  
氏 名

印

岡山県市町村職員共済組合理事長 殿